

第2次 取手市教育大綱（案）

令和2年 月

取手市

○位置付けと期間

本大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3により規定されるものです。

また、本大綱の期間は、第6次取手市総合計画基本計画「とりで未来創造プラン2020」に合わせ、令和2年度から令和5年度までの4年間とし、取手市教育振興基本計画の目標や施策の基本となるものです。

○基本的な考え方

取手市は、第6次取手市総合計画において、基本方針のひとつとして「豊かなところと個性を育むまちづくり」を掲げ、学校教育や生涯学習・生涯スポーツ、文化・芸術等の各分野において、総合的かつ継続的に教育環境の整備を行うこととしています。大綱は、この総合計画の内容を踏まえて策定します。

○ 目 標

未来を拓く，豊かなところと個性を育む

未来を切り拓くのは「ひと」であり、その心と知性を正しく働かせることで社会は発展を続けてきました。地域、日本、ひいては世界の未来を切り拓く人材を育てるためには、豊かな心と個性が不可欠です。取手市に住む子どもも、若者も、そして大人も、誰もが、豊かなところと個性を育むことは、取手市の未来を拓くことに繋がります。特に、子どもたちが安全に、安心して、充実した学校生活を送る環境を整えることが必要となります。

そこで「未来を拓く，豊かなところと個性を育む」を目標として掲げ、3つの基本方針を定め教育に最善の努力を尽くします。

○基本方針

基本方針1 豊かなこころ，確かな学力，健やかな体の

未来を担う「とりでの子」を育てる

将来の変化を予測することが困難な時代において，子どもたちには，変化を前向きに受け止め，自らの長所を伸ばしつつ，主体的に多くの課題を乗り越え，多様な他者と協働し，自らの人生を切り拓いていく力を身につけ，培っていくことが求められています。

そのため，未来の社会に向けた準備段階としての学びの場において，子どもたちには，一人一人が互いの個性や特性，考え方の違いを尊重し，認め合う環境を整えていくことが大切です。このことを，教職員，保護者，地域の方々など様々な人々が理解したうえで，学校と家庭，地域社会が連携していくことが必要です。

取手市では，いじめによる自死という痛ましい事案の反省を踏まえ，再発防止に全力で取り組むうえでも，子どもたちにとって安寧な環境づくりを土台として，豊かなこころ，確かな学力，健やかな体の未来を担う「とりでの子」を育てます。

基本方針2 いきいきと生涯にわたり学べるまちを創る

取手市では，生涯学習に対する幅広い年齢の方々の学ぶことへの意欲の高まり，学習ニーズの拡大に応えるため，市民一人一人が生涯にわたって自由に学習に取り組むことのできる環境づくりを目指します。また，未来を担う若者が将来のキャリア形成を考える機会となる講座等を実施します。

そして，市民が充実した生涯学習環境の中で，豊かな心と個性を磨き，学びで得た知識や技能を地域社会へ活かすことで，学ぶことが喜びとなる取り組みを推進します。

また，市民スポーツの競技力向上・スポーツへの意欲向上等に努めます。そして，市民が心身ともに健康的な生活が営めるように，生涯を通じてスポーツに取り組める環境づくりに努めます。

基本方針3 多様な文化芸術活動や文化資源を活かして

誇りや郷土愛を育む

取手市では、東京藝術大学取手校地が立地することや多数の芸術家が在住することから様々な芸術活動やイベントが行われています。また、市民や市民団体による伝統芸能や多様な文化活動を支援するとともに、市、藝大、企業、市民との新たな連携・交流事業を推進しています。このような取手市の特色を活かし、文化芸術活動が盛んなまちとして市民が誇りを持てるように、文化芸術の拠点を整備し、文化芸術活動が地域活性化につながるよう市内外に魅力発信します。

また、取手市では、国・県・市の指定文化財など、様々な文化資源が保護されています。貴重な文化資源を保護・活用することで、市民が郷土に関する知識を深め、郷土愛を持てるような取り組みを進めます。